



三重県公報

令和6年12月20日（金）

第 577 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	告 示		
857	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	（ 健 康 推 進 課 ）	2
858	土砂災害警戒区域の指定	（ 防 災 砂 防 課 ）	2
859	同件	（ 同 ）	2
860	土砂災害警戒区域の指定の解除	（ 同 ）	3
861	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（ 同 ）	3
862	同件	（ 同 ）	5
863	同件	（ 同 ）	6
864	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（ 同 ）	6
865	同件	（ 同 ）	7
866	都市計画事業の事業計画の変更認可	（ 都 市 政 策 課 ）	7
	公 安 委 告 示		
36	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	（ 公 安 委 員 会 ）	7
	公 告		
	農用地利用集積等促進計画の認可	（ 担 い 手 支 援 課 ）	8
	同件	（ 同 ）	9
	公共測量を実施する旨の通知	（ 公 共 用 地 課 ）	9
	開発行為に関する工事の完了	（ 建 築 開 発 課 ）	9
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	（ 病 院 事 業 庁 ）	9

告 示

三重県告示第 857 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
病院・診療所	ますだクリニック	津市河芸町東千里 259 番地 1	令和 6 年 12 月 1 日
病院・診療所	なぎクリニック	志摩市阿児町鶴方字屋敷垣内 4057 番地 1 鶴方ファミリープラザ 2 階 第 5 号室	令和 6 年 12 月 1 日
薬局	エンゼル薬局 西条店	鈴鹿市飯野寺家町 817 番地 1	令和 6 年 12 月 1 日
薬局	くろだ薬局	尾鷲市上野町 753-35	令和 6 年 12 月 1 日
薬局	ここのき薬局	尾鷲市九鬼町 1080-1	令和 6 年 12 月 1 日

三重県告示第 858 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
裏店谷	松阪市飯高町月出 （詳細は次の図のとおり）	土石流
下滝野川 1	松阪市飯高町下滝野 （詳細は次の図のとおり）	土石流
下滝野川 2	松阪市飯高町下滝野 （詳細は次の図のとおり）	土石流
深谷川	松阪市飯高町宮前 （詳細は次の図のとおり）	土石流
宮前Ⅱ-3	松阪市飯高町宮前 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 859 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
牧-3	多気郡多気町牧 （詳細は次の図のとおり）	土石流
三疋田	多気郡多気町三疋田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
四疋田-4	多気郡多気町四疋田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
平谷-1	多気郡多気町平谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流
平谷-2	多気郡多気町平谷	土石流

	(詳細は次の図のとおり)	
平谷-3	多気郡多気町平谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流
平谷-4	多気郡多気町平谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流
平谷-6	多気郡多気町平谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流
兄国	多気郡多気町兄国 (詳細は次の図のとおり)	土石流
東池上-4	多気郡多気町東池上 (詳細は次の図のとおり)	土石流
土羽	多気郡多気町土羽 (詳細は次の図のとおり)	土石流
西池上-1	多気郡多気町西池上 (詳細は次の図のとおり)	土石流
西池上-2	多気郡多気町西池上 (詳細は次の図のとおり)	土石流
五佐奈	多気郡多気町五佐奈 (詳細は次の図のとおり)	土石流
野中-4	多気郡多気町野中 (詳細は次の図のとおり)	土石流
長谷-1	多気郡多気町長谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流
長谷-2	多気郡多気町長谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流
下出江 2	多気郡多気町下出江 (詳細は次の図のとおり)	土石流
丹生 1	多気郡多気町丹生 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び多気町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 860 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
裏店谷	松阪市飯高町月出 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 30 年 12 月 11 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 861 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
鬼松谷川	松阪市飯高町太良木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

下滝野-1	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下滝野-2	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷川 1	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
地添川 1	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
地添川 2	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西谷川 2	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
道行谷川 1	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
滝谷川	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
畑川	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
道行谷川	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小原	松阪市飯高町波瀬 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
口福本	松阪市飯高町富永口福本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森家野	松阪市飯高町森家野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下滝野Ⅰ-1	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
赤桶Ⅰ-2	松阪市飯高町赤桶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栗野Ⅰ-1	松阪市飯高町栗野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木梶Ⅰ-10	松阪市飯高町木梶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下滝野Ⅱ-1	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮前Ⅱ-2	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮前Ⅱ-4	松阪市飯高町宮前 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下滝野Ⅱ-2	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下滝野Ⅱ-3	松阪市飯高町下滝野 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田引Ⅱ-1	松阪市飯高町田引 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
口福本Ⅱ-3	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
七日市Ⅱ-1	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
七日市Ⅱ-2	松阪市飯高町七日市 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮本Ⅱ-2	松阪市飯高町宮本 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木梶Ⅱ-7	松阪市飯高町木梶	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	(詳細は次の図のとおり)		
木梶Ⅱ-8	松阪市飯高町木梶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木梶Ⅱ-9	松阪市飯高町木梶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
舟戸Ⅱ-4	松阪市飯高町舟戸 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木梶Ⅱ-11	松阪市飯高町木梶 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 862 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
上山谷	多気郡多気町車川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小谷 1	多気郡多気町車川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
魚ノ谷	多気郡多気町車川 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
牧-4	多気郡多気町牧 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
井内林	多気郡多気町井内林 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
五桂新田-1	多気郡多気町五桂 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
五桂新田-2	多気郡多気町五桂 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
平谷-5	多気郡多気町平谷 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
片野川-3	多気郡多気町片野 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
上出江 2	多気郡多気町上出江 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
下出江 1	多気郡多気町下出江 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
色太 1	多気郡多気町色太 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
丹生 2	多気郡多気町丹生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
丹生 3	多気郡多気町丹生 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
丹生Ⅰ-4	多気郡多気町丹生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丹生Ⅰ-5	多気郡多気町丹生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
丹生Ⅰ-6	多気郡多気町丹生 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

河田	多気郡多気町河田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
土羽Ⅱ-1	多気郡多気町土羽 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
土羽Ⅱ-2	多気郡多気町土羽 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
相可Ⅱ-1	多気郡多気町相可 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
五桂Ⅱ-11	多気郡多気町五桂 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
相鹿瀬Ⅱ-7	多気郡多気町相鹿瀬 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
土屋Ⅱ-11	多気郡多気町土屋 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び多気町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 863 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
池村	多気郡明和町池村 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
池村 9	多気郡明和町池村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池村 10	多気郡明和町池村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池村 11	多気郡明和町池村 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び明和町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 864 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
鬼松谷川	松阪市飯高町太良木 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり	平成 30 年 12 月 11 日
口福本	松阪市飯高町富永 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 12 月 26 日
森家野	松阪市飯高町森 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 30 年 12 月 11 日

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 865 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
上山谷	多気郡多気町車川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり	平成 27 年 6 月 26 日
小谷 1	多気郡多気町車川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり	平成 27 年 6 月 26 日
魚ノ谷	多気郡多気町車川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり	平成 27 年 6 月 26 日

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び多気町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 866 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 施行者の名称
 鈴鹿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 鈴鹿都市計画道路事業
 3・3・51 号 汲川原橋徳田線
- 3 事業施行期間
 平成 30 年 3 月 23 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
 変更なし
 - (2) 使用の部分
 変更なし

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 36 号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第 8 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 12 月 20 日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

1(1) 特定抗争指定暴力団等

令和6年6月21日三重県公安委員会告示第16号1に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和6年12月20日まで

変更後 指定の期限 令和7年3月20日まで

2(1) 特定抗争指定暴力団等

令和6年6月21日三重県公安委員会告示第16号2に係る特定抗争指定暴力団等（絆會）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和6年12月20日まで

変更後 指定の期限 令和7年3月20日まで

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和6年12月20日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
服部 恭子	津市	有限会社 山本農産	津市	津市白山町山田野鹿ノ垣内 3188 ほか1筆
中川 彰	津市	森 理	津市	津市白山町川口笠張 8125 ほか2筆
森 泰和	津市	森 理	津市	津市白山町川口杉前 7988
中川 淳子	津市	森 理	津市	津市白山町川口杉前 7937-1 ほか1筆
宮路 千行	津市	森 理	津市	津市白山町川口杉前 8066-1
森 豊一	津市	森 理	津市	津市白山町川口杉前 7924 ほか3筆
村田 勝治	津市	村田 京介	津市	津市白山町川口岩脇 2143 ほか1筆
村田 治	津市	村田 京介	津市	津市白山町川口岩脇 2141
小林 利郎	四日市市	田中 弘樹	津市	津市木造町大泥 490 ほか1筆
森本 孝子	津市	宮田 久一	津市	津市片田長谷町西谷 186-1
小出 剛士	津市	三本 美和	津市	津市垂水足田 3308
稲葉 榮生	津市	株式会社 アグリピア	津市	津市垂水足田 3387-1 ほか1筆
北住 卓也	津市	矢代 正則	津市	津市南河路遠ノ木 610
清水 進	津市	矢代 正則	津市	津市南河路遠ノ木 613 ほか1筆
水谷 広美	鈴鹿市	矢代 正則	津市	津市南河路備後 692
辻 千賀子	桑名市	矢代 正則	津市	津市南河路備後 693
内山 豊志	津市	合同会社 ファーム橋本	津市	津市河芸町中瀬茶木原 96 ほか2筆
小川 桂子	津市	合同会社 ファーム橋本	津市	津市河芸町一色八雲腰 185 ほか3筆
高土 吉之	津市	岡本 隆夫	津市	津市芸濃町多門下ノ垣内 1123 ほか1筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和6年12月20日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
谷口 佐富	伊勢市	度会郡玉城町長更ごけ 851 ほか 2 筆
株式会社 グリーンライフ	度会郡玉城町	度会郡玉城町佐田中垣内 1166 ほか 1 筆
森田 和夫	度会郡玉城町	度会郡玉城町佐田万条 1133
北村 裕	度会郡玉城町	度会郡玉城町長更よもぎわら 73

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 6 年 12 月 20 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（数値図化測量）

2 作業期間

令和 6 年 12 月 16 日から令和 7 年 3 月 27 日まで

3 作業地域

度会郡大紀町の一部

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 12 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 12 月 4 日	伊勢市神久 4 丁目 311-1 ほか 4 筆	伊勢市神久 6 丁目 8-19 竹谷 正
令和 6 年 12 月 6 日	員弁郡東員町大字南大社字下川原 1599-1 及び大字 北大社字南下川原 2227-2 の一部	員弁郡東員町大字南大社 1600-2 近藤 優斗
令和 6 年 12 月 6 日	亀山市川崎町字青 4846-1 ほか 1 筆	四日市市久保田 1 丁目 5-41 株式会社名泗コンサルタント 代表取締役 牧野 昌良

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 12 月 20 日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県立こころの医療センターで使用する電気（予定使用量）2,384,000 k W h

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 使用期間

令和7年4月1日（火）0時から令和8年3月31日（火）24時までとします。

(4) 納入場所

三重県津市城山1丁目12番1号 三重県立こころの医療センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 令和6年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であること。

オ 小売電気事業者にあつては供給実績があること。（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年1月22日（水）15時までに、調達システムで入札する場合にあつては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあつては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 一般送配電事業者及び小売電気事業者が令和6年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和6年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類の提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

(5) 小売電気事業者にあつては、供給実績があることを証明する書類（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12番1号
三重県立こころの医療センター 運営調整部総務課 担当 花谷
電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年2月5日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和7年1月29日（水）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年2月5日（水）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津城山郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年2月5日（水）14時

なお、入札書は令和7年1月27日（月）から令和7年2月5日（水）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0818 三重県津市城山3-11-14

宛 先 津城山郵便局留め

受取人 三重県立こころの医療センター 運営調整部総務課

案件名 「三重県立こころの医療センターで使用する電気」入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年2月5日（水）14時30分

場所 三重県津市城山1丁目12番1号

三重県立こころの医療センター 運営調整部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。よって、本システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、ご留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（平成19年三重県病院事業庁管理規程第2号。以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県病院事業庁長が判断した入札者であって、規程第 125 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第 131 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Services to be Required:

Electricity (Approx. 2,384,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center

(2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Tuesday, April 1, 2025 to 12:00 P.M. on Tuesday, March 31, 2026

(3) Supply place:

Main buildings of the Mie Prefectural Mental Medical Center

(4) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Wednesday, February 5, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, January 27, 2025 and 2:00 P.M. on Wednesday, February 5, 2025.

(5) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Wednesday, February 5, 2025.

(6) Managing Authority:

Mie Prefectural Mental Medical Center
1-12-1, Shiroyama, Tsu, Mie, 514-0818 Japan
TEL:059-235-2125

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
